

☆ デイサービス 料金表 ☆ (令和4年10月～)

・当事業所における要介護・要支援・事業対象者別のサービス利用料金(1割負担)は以下の通りです。(1日あたり)

・当事業所は、所要時間7時間以上8時間未満のサービス提供になっています。(9:20～16:30) (デイサービス)

要介護状態 区分等	介護保険給付内料金				昼食代	合計
	サービス費	中重度者ケア体制加算 (利用時)	入浴介助加算(I) (希望者)	個別機能訓練加算 (I)ロまたは(I)イ (希望者)		
要介護1	655 円	45 円	40 円	85 または 56 円	685 円	1510 円
要介護2	773 円					1628 円
要介護3	896 円					1751 円
要介護4	1018 円					1873 円
要介護5	1142 円					1997 円
介護保険 給付外料金	通所介護サービス提供体制加算Ⅲ＝6円					要介護状態区分等別の 料金にプラスとなります
	介護職員処遇改善加算Ⅰ＝介護保険給付料金の一カ月合計×5.9%					
	介護職員等ベースアップ等支援加算＝介護保険給付料金の一カ月合計×1.1%					

要介護状態 区分等	総合事業費内料金		昼食代			
	1回あたり	月額基本料金				
事業対象者	要支援相当	要支援相当	685円×利用日数			
要支援1	384円	1672 円				
要支援2	<table border="1"> <tr> <td>週1回程度</td> <td>384 円</td> </tr> <tr> <td>週2回程度</td> <td>395 円</td> </tr> </table>	週1回程度		384 円	週2回程度	395 円
週1回程度	384 円					
週2回程度	395 円					

*原則、1回当たりの報酬単価(回数払い)となりますが、区分別上限額を越える際は月額料金となります。

総合事業費 給付外料金	通所サービス提供体制加算Ⅲ＝事業対象者・要支援1＝24円、要支援2＝48円		要介護状態区分等別の 料金にプラスとなります
	介護職員処遇改善加算Ⅰ＝介護保険給付料金の一カ月合計×5.9%		
	介護職員等ベースアップ等支援加算＝介護保険給付料金の一カ月合計×1.1%		

☆ ケアセンター きらら ☆

ケアセンターきらら通所介護事業所
〒010-1106 秋田県秋田市太平山谷字中山谷317-1
事業番号 570110924

フリーダイヤル 0120-916-723

TEL 018-889-7272

FAX 018-889-7273